

奈良県告示第四十三号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第一項の規定によるクリーニング師の研修及び同法第八条の三の規定による業務従事者に対する講習を次のとおり指定する。

令和五年五月十二日

奈良県知事 山下 真

一 クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習（以下「研修等」という。）の主催者の名称及び所在地

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

東京都港区新橋六丁目八番二号

二 クリーニング師の研修の実施方法等

1 講座形式による場合

(一) 開催年月日 令和五年十月二十二日

(二) 開催場所 ホテルリガール春日野

(三) 予定人員 四十人

2 通信教育による場合

(一) 受付開始年月日 令和五年七月十四日

(二) 受付締切年月日 令和五年十二月十五日

(三) レポート提出締切年月日 令和六年一月十五日

三 業務従事者に対する講習の実施方法等

二の2と同じ。

四 研修等の受講料

種類	受講料
クリーニング師の研修	五、〇〇〇円
業務従事者に対する講習	四、五〇〇円

五 研修等についての問合せ先

公益財団法人奈良県生活衛生営業指導センター

奈良市三条大宮町一番一二号

電話 〇七四二―三三―三二四〇